

東京都北区公契約条例施行規則

(趣旨)

**第一条** この規則は、東京都北区公契約条例（令和四年六月東京都北区条例第二十一号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

**第二条** この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(特定公契約の適用を受けないもの)

**第三条** 条例第二条第三号の規則で定める者は、国、地方公共団体その他特に区長が認める者とする。

(時間以外の期間によって定められている場合等の賃金等の換算方法)

**第四条** 条例第七条第三項後段の賃金等が時間以外の期間又は出来高払制その他の請負制によって定められているときにおける当該賃金等の換算方法については、最低賃金法施行規則（昭和三十四年労働省令第十六号）第二条の規定を準用する。

(特定労働者等の労働条件等に関する事項の報告)

**第五条** 条例第九条の規定による報告は、区長が指定する日までに労働条件等報告書（別記第一号様式）を区長に提出することにより行うものとする。

2 特定受注者は、前項の規定により報告した事項に変更があったときは、速やかに変更後の事項を記載した労働条件等報告書を区長に提出するものとする。

(身分証明書)

**第六条** 条例第十三条第二項の証明書は、身分証明書（別記第二号様式）とする。

(公表)

**第七条** 条例第十六条第一項の規定による公表は、次に掲げる事項を区のホームページへ掲載する等の方法により行うものとする。

一 特定公契約の件名及び特定公契約を締結した日（指定管理協定にあっては、当該指定管理協定に係る公の施設の名称及び指定管理者の指定の日）

二 特定受注者又は特定受注関係者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

三 特定公契約を解除した場合にあっては、その日（指定管理協定にあっては、当該指定管理協

定に係る指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた日) 及びその理由

四 前三号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

(審議会の庶務)

**第八条** 審議会の庶務は、総務部契約管財課において処理する。

(委任)

**第九条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、区長が別に定める。

#### 付 則

この規則は、令和五年七月一日から施行する。ただし、第四条及び第八条の規定は、令和四年七月一日から施行する。

東京都北区長 殿

東京都北区公契約条例に基づき、契約（指定管理協定）名： \_\_\_\_\_

（契約番号： \_\_\_\_\_）の履行に当たり、労働条件等に関する事項を報告します。

以下の①～⑬の全項目を既に満たしていることを確認しました。

改善事項に記載した項目は、現在は実施できておりません。そのため、改善対応欄のとおり改善に向けての対応を行います。

年 月 日

住所 又は 所在地

商号 又は 名称

代表者名又は氏名

- ①労働者に対し、雇用契約書等により、労働基準法に定める労働条件等（労働時間、賃金等）を書面で明示している。
- ②労働者に対して就業規則を周知しており、労働基準監督署に届け出ている。
- ③時間外及び休日の労働に関する協定（36協定）を締結し、労働基準監督署に届け出ている。
- ④労働時間は、適正に管理している。
- ⑤賃金等は、決められた日に支給している。
- ⑥当該年度の労働報酬下限額を確認しており、労働報酬下限額以上の賃金等を支給している。
- ⑦労働者名簿、賃金台帳及び出勤簿を作成し、適正に管理している。
- ⑧労働者災害補償保険に適正に加入している。
- ⑨雇用保険に適正に加入している。
- ⑩健康保険に適正に加入している。
- ⑪厚生年金に適正に加入している。
- ⑫常時使用する労働者に、1年に1回以上、健康診断を実施している。
- ⑬下請業者等に本契約が特定公契約であること及び東京都北区公契約条例の趣旨、遵守すべき事項等を周知している（下請等を行う場合に限る。）。

改善事項

項目	改善対応

（表）

身分証明書		写真
職名		
氏名		
生年月日		
上記の者は、東京都北区公契約条例第13条第1項に規定する行為を行う権限を有する者であることを証明します。		
発行年月日	年 月 日	
有効期限	年 月 日	
東京都北区長		印

（裏）

東京都北区公契約条例（抜粋）
（報告の徴収等及び立入調査）
第13条 区長は、第11条の規定による申出があったとき、又はこの条例に定める事項の遵守の状況を確認するため必要があると認めるときは、特定受注者若しくは特定受注関係者に対し必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に特定受注者若しくは特定受注関係者の事業所等へ立ち入り、特定労働者等の労働条件が分かる書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。